

(事業主の方へ)

平成25年10月1日以降

雇用調整助成金

の支給限度日数が
変更になります。

雇用調整助成金は、平成25年10月1日以降、下記のように内容の一部が変更になります。
現在受給中、または今後ご利用をお考えの事業主の皆さまには、ご留意いただきますようお願いいたします。

現行

(対象期間の初日(助成金の利用開始日)を平成24年10月1日以降(※1)に設定している場合)

1年間で100日(3年間で300日)



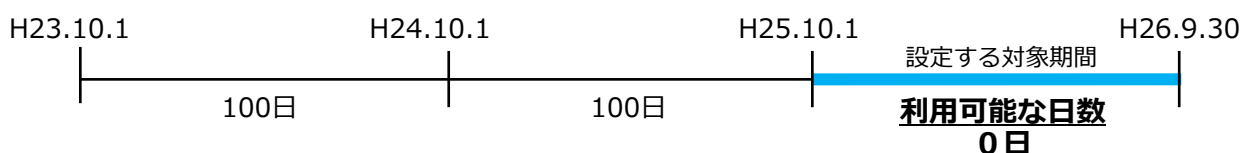
対象期間の初日を平成25年10月1日以降(※2)に設定する場合から

1年間で100日(3年間で150日)

(事例1) 過去2年間に50日ずつ(計100日)利用した場合



(事例2) 過去2年間に100日ずつ(計200日)利用した場合



※この事例では、過去2年間で150日以上利用しているため、1年間は利用できません。

(事例3) 過去2年間に20日ずつ(計40日)利用した場合



(※1) 岩手県、宮城県、福島県の事業所については、平成25年4月1日以降

(※2) 岩手県、宮城県、福島県の事業所については、平成26年4月1日以降

詳しくは、お近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

平成25年12月1日以降

雇用調整助成金

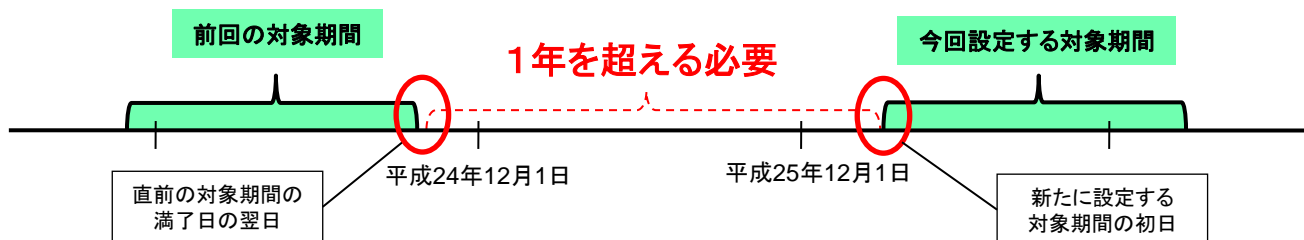
の支給要件などを
変更する予定です。

雇用調整助成金は、平成25年12月1日以降、下記のように内容の一部が変更になります。
現在受給中、または今後ご利用をお考えの事業主の皆さまには、ご留意いただきますようお願い
します。

①クーリング期間制度の実施

対象期間の初日を平成25年12月1日以降に設定する場合から

過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が
新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して**一年を超えて
いることが必要**になります。



②休業規模要件の設置

平成25年12月1日以降の判定基礎期間から

判定基礎期間における対象被保険者に係る休業等の実施日の延日数が、
対象被保険者に係る所定労働延日数の **大企業：1/15以上**
中小企業：1/20以上 } の場合のみ助成対象となります。

③特例短時間休業の廃止

平成25年12月1日以降の判定基礎期間から

短時間休業のうち、特定の労働者のみに短時間休業をさせる「特例短時間休業」については、
助成対象外となります。

* 事業所（対象被保険者全員）での一斉の短時間休業は、引き続き助成の対象です。

④教育訓練の見直し

平成25年12月1日以降の判定基礎期間から

教育訓練の助成額の変更のほか、教育訓練について見直しを行っています。

※詳しくは裏面参照



④-1 教育訓練の助成額の変更

●教育訓練を実施したときの**1人1日当たり加算額**を次のように**変更**します。

現 行	見直し	平成25年12月1日以降の判定基礎期間から
(事業所外訓練) 大企業 : 2,000円 中小企業 : 3,000円		一律で 1,200円 ・大企業/中小企業 ・訓練の事業所内/外 } は問いません
(事業所内訓練) 大企業 : 1,000円 中小企業 : 1,500円		

④-2 教育訓練日の業務不可

平成25年12月1日以降の判定基礎期間から

教育訓練のうち、受講日に対象被保険者を業務に就かせるものは、助成対象外となります。

④-3 事業所外訓練における半日訓練の新設

●教育訓練における**事業所外訓練**の取り扱いを次のように**変更**します。

現 行	見直し	平成25年12月1日以降の判定基礎期間から
(事業所内訓練) 全一日訓練または半日訓練(3時間以上所定労働時間未満)が可能		事業所内訓練、事業所外訓練ともに 全一日訓練 または 半日訓練(3時間以上所定労働時間未満) が可能 ※ 半日訓練の場合、上記④-2により、当日の残りの時間帯に業務に就かせることはできませんが、休業することは可能です。
(事業所外訓練) 全一日訓練(3時間以上)のみが可能		

④-4 教育訓練の判断基準の見直し

平成25年12月1日以降の判定基礎期間から

助成対象とならない**教育訓練**の判断基準について、現行の①～⑨に**⑩～⑭**が追加されます。

助成金の対象とならない教育訓練

①	その企業において通常の教育カリキュラムに位置づけられているもの
②	法令で義務づけられているもの
③	転職や再就職の準備のためのもの
④	教育訓練科目や職種などの内容に関する知識または技能、実務経験、経歴を持つ指導員または講師*により行われるものでないもの ※資格の有無は問いません
⑤	指導員または講師が不在のまま自習(ビデオやDVD等の視聴を含む)を行うもの
⑥	通常の生産ラインで実施するもの、または教育訓練過程で生産されたものを販売する場合
⑦	過去に行った教育訓練を、同一の労働者に実施する場合
⑧	海外で行うもの
⑨	外国人技能実習生に対して実施するもの
⑩	職業に関する知識、技能又は技術の習得又は向上を目的としないもの (例) 意識改革研修、モラル向上研修、寺社での座禅 等
⑪	職業または職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となるもの (例) 接遇・マナー講習、パワハラ・セクハラ研修、メンタルヘルス研修 等
⑫	趣味・教養を身につけることを目的とするもの (例) 日常会話程度の語学の習得のみを目的とする講習、話し方教室 等
⑬	実施目的が訓練に直接関連しない内容のもの (例) 講演会、研究発表会、学会 等
⑭	通常の事業活動として遂行されることが適当なもの (例) 自社の商品知識研修、QCサークル 等

詳しくは、お近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。 LL250912開発02